平成２５年（フ）第２２０６号
横浜市都筑区茅ケ崎南３丁目20番５号　サニーサイドヒル茅ケ崎南Ｂ―２
破産者　伊勢　義隆
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６６号
新潟県長岡市川崎１丁目2501番地２
破産者　室橋　　実
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第３８８号
石川県白山市相木町606番地　市営相木住宅14号棟104号室、従前の住所石川県白山市橋爪町163番地１
破産者　中井　信之
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５７号
兵庫県淡路市久留麻1245番地３、前住所兵庫県淡路市志筑1624番地４
破産者　國本　廣文
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２７号
鳥取県鳥取市上原224番地
破産者　石谷　清子
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２４４４号
福岡市東区若宮４丁目１―28
破産者　株式会社ちくしのプランニング
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５５２号
栃木県真岡市長田599番地
破産者　田上　**隆**一
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９７号
宇都宮市鶴田町2810番地９　レジデンスＴＯＹＯＵＫＥ401号室、住民票上の住所栃木県鹿沼市北半田1618番地６
破産者　福田　敏弘（旧姓森田）
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７７号
栃木県下野市町田424番地
破産者　海老原政子
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷222番地
破産者　有限会社笠原発條製作所
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３８２号
埼玉県三郷市花和田53番地１
破産者　株式会社福戸建設
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
兵庫県姫路市豊富町豊富字中川原2222番地
破産者　富士麺業株式会社
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９７９号
最後の住所広島県大竹市立戸３丁目７番７号
破産者　被相続人亡三國孝子相続財産
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８８号
宮崎県日向市大字日知屋字亀川17338番地
破産者　株式会社ナカマ
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４５号
北海道函館市女那川町353―６、商業登記記録上の住所東京都港区南青山３丁目２番６号
破産者　日本資源産業株式会社
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１５９号
岩手県北上市村崎野24地割20番地13
破産者　有限会社丸恭工務店
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３７３号
静岡県榛原郡吉田町片岡８番地の２
破産者　東海工芸株式会社
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９０号
広島市中区大手町４丁目３番18号
破産者　株式会社ロベリ
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第９６号
青森県弘前市大字三世寺字鳴瀬136番地４
破産者　澤田　近子
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部